

令和6年10月診療分から ひとり親家庭医療費助成制度の 所得制限がなくなります



すこやか医療費制度の内容

受給できる方	◇ 野辺地町に住所があり、健康保険に加入しているお子さん（18歳到達の年度末までの子）の保護者かつ次の要件のいずれかに該当する家庭 ① 離婚・死別・未婚の出産による母子・父子家庭 ※ 婚姻届を提出していなくても事実上婚姻状態にある場合は対象外。 ② 父または母から遺棄されているお子さんのいる家庭 ③ 父または母が重度の障害にある家庭 ④ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている家庭 ⑤ 父または母が裁判所からのDV保護命令（父または母の申立により発せられたものに限る）を受けている家庭 ⑥ 両親の死亡等により、現にお子さんを養育している家庭 ◆ 生活保護受給中で医療扶助を受けているお子さんや施設入所で国等から医療費が全額助成されているお子さんは野辺地町すこやか医療費助成を受給することはできません。
対象の医療費	◇ 通院及び入院の給付（保険適用分）を受けた場合の自己負担額 ◆ 次の費用は保険適用外のため、助成の対象となりません。 ・ 入院時の食事療養費、健康診断料、予防接種、文書料 など ・ 選定療養費（紹介状を持参せずに200床以上の病院を受診した場合に徴収される費用） など
自己負担額	◇ お子さん … 自己負担なし ◇ 保護者 … 1医療機関（調剤薬局除く）につき1ヶ月1,000円

制度改正の概要

令和6年10月1日診療分から「すこやか医療費」の申請者及び同居する家族の所得制限がなくなります。これにより、所得制限で医療費の助成を受けることができなかったひとり親家庭の皆さんも新たに対象となります。

なお、所得制限はなくなりますが、引き続き「毎年7月の更新の手続き」は必要です。

申請方法

◇ 現在、すこやか医療費受給資格証をお持ちでない方

すこやか医療費の助成を受けるためには、受給資格証の交付申請が必要です。

新たに該当になると思われる方は、次のものを添付のうえ、令和6年9月13日（金）までに野辺地町役場へ提出してください。

※ 野辺地町ではすこやか医療費の要件に該当する方の把握ができないことから、個別に交付申請書は送付しませんので、該当する方は忘れずにお手続きをお願いいたします。

- ・申請者及びお子さん（全員）の保険証
- ・申請者名義の通帳
- ・戸籍謄本（児童扶養手当証書をお持ちの方は省略できますので、証書をご持参ください）

◇ 現在、すこやか医療費受給資格証をお持ちの方

手続きは必要ありません。

医療機関を受診するときは

◇ 青森県内の医療機関を受診するとき

医療機関を受診するときに、右の「野辺地町すこやか医療費受給資格証」を提示することで医療費（保険適用分）の通院及び入院の医療費が助成されます。

なお、整骨院は受給資格証を使えない場合もございますので、ご注意ください。

◇ その他の場合

青森県外の医療機関を受診したときや受給資格証の未提示等により、医療機関等へ医療費を支払ったときは、「医療費給付申請」の手続きが必要です。

医療機関を受診した月の翌月から2年以内に領収書を添付のうえ、申請していただければ償還払いによりお支払いした医療費を還付します。

野 辺 地 町 す こ や か 医 療 費 受 給 資 格 証									
公費負担者番号	8	2	0	2	0	4	0	5	
受給資格証番号									
給付対象	入院・外来								
自己負担額 (1医療機関あたり)	入院								
	外来								
給付 対象者	住 所								
	氏 名							性別	
	生年月日	年		月		日			
受 給 者 氏 名									
加 入	種 類								
保 険	記号・番号								
有 効 期 限	年 月 日 から								
	年 月 日 まで								
上記対象者の有効期限内における療養の給付にかかる一部負担金については、支払いを要しないことを証明します。(但し、父・母に関して自己負担金を要する。) 年 月 日									
野 辺 地 町 町 長									印
※入院時食事療養費は支払いが必要です。									

お問合せ・申請書の提出先

住所： 039 - 3131

青森県上北郡野辺地町字野辺地 1 2 3 番地 1

野辺地町役場 町民課（国保・後期高齢者医療・年金担当窓口）

TEL： 0175 - 64 - 2111